

福井市監査告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年3月11日

福井市監査委員	浅野	信也
福井市監査委員	堀田	宏憲
福井市監査委員	青木	幹雄
福井市監査委員	玉村	正人

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

都市戦略部

新幹線整備課、地域交通課及び自転車利用推進課

総務部

文書法制課（公平委員会）、秘書課及び東京事務所

未来づくり推進局

まち未来創造課（移住定住推進室）

選挙管理委員会事務局

(2) 監査範囲

令和4年度及び5年度（11月末分まで）の財務事務及び事務事業等の執行状況

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本

市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。

(2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証を行っているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

(2) 監査の実施期間

ア 都市戦略部

令和5年12月26日から令和6年3月7日まで

イ 総務部及び選挙管理委員会事務局

令和5年12月26日から令和6年3月5日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。ただし、検討が望まれる事項については、意見を提出する。

なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。

(意見)

地域交通課の所管する福井市地域コミュニティバス運行支援事業補助金に関し、鷹巣・棗地区の地域コミュニティバスについて補助している。

その補助金額について、営業収益から営業費用を差し引いた営業損失に対して、その額を補助するものであるが、営業収益に定期券利用分の金額が含まれておらず、結果として多く補助金が交付されていたと考えられる。

本来であれば、他地区の地域コミュニティバスと同様に定期券利用分の収益も計上すべきであり、営業収益の計上の在り方について検討されたい。

【都市戦略部地域交通課】

(意見)

W e l c o m e 集落認定事業補助金において、補助金を用いて改築した休息小屋が市長の承認を得ることなく約7カ月後に撤去されており、補助申請者はその事実を所管課に報告していなかった。しかし、福井市補助金等交付規則第19条において、補助事業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分する場合には、市長の承認を必要とする旨が規定されている。

今後は、補助申請者がそのような場合に市長の承認が必要であることを把握できるよう、補助金に係る通知等に明記するよう検討されたい。

【総務部未来づくり推進局まち未来創造課】

(意見)

選挙管理委員会事務局は、参議院議員通常選挙に係る特別警備業務委託として、清水健康管理センターにおける誘導案内業務を随意契約していた。

しかし、同種の業務であれば、他業者でも実施可能であると考えられる。今後は競争の公平性及び費用削減の観点から、改めて随意

契約の必要性について検討されたい。

【選挙管理委員会事務局】